

6-3
300

昭和二十六年大学院審査会運営要領(案)

大学院審査会の委員は、専攻に応じて、分科会に分属する。

一、教員組織の審査に当っては、各分科会に属する委員は、それぞれ専攻に応じて、申請大学院の全部を審査する。

二、各分科会には、主査、副主査を定の、教員組織の審査を取りまとめる。

三、ヤ一部会及びヤ二部会に、運営委員を置く。
運営委員は、その担当する大学院の研究科、専攻に応じて、主として委員が当り、必要に応じ、臨時委員を加わらる。

運営委員会には、主査、副主査を定める。運営委員会の主査は、分科会の主査と連絡して、教員組織の審査その他その部会の担当する大学院の審査の結果を取りまとめる。大学院合同会議に報告する。

四、実地視察をする委員は、大学院の研究科、専攻に応じて、運営委員会で定める。

五、運営委員会の主査のうち一人は、大学院全体の審査に関する合同会議の結果を取りまとめ、常任委員会及び総合に報告する。

(備考)

	大学名	運営委員
ヤ一部会	早稲田大学、慶応大学、中央大学、法政大学、紅陵大学、大正大学、立正大学、聖心女子大学	菊池勇夫、松岡熊三郎、中山伊知郎、加藤一雄、高橋里美、今田恵、豊田実、新岡良三、大泉孝、瀬藤泰二、富山保、園正造
ヤ二部会	日本大学、国学院大学、専修大学、上智大学、日本女子大学、立教大学、関西学院大学、関西大学、同志社大学	吉田久、板木郁郎、島田孝一、松好貞夫、橋本孝、鳥養利三郎、鈴木桃太郎、小池敬事、勝沼精藏、吉松信宝 (佐藤寛次)

春山 244

昭和二十六年大大学院審査会の運営について(案)

大学院審査会の委員は、専攻に依りて、分科会に分れ、申請大学院全部にわたり教員組織、学科目、履修方法学生定員等を審査する。

各分科会に主査、副主査各一人を定める。

委員は前項の審査の結果を大学毎に取り纏めるため、便宜、第一部会及び第二部会に分属する。

第一部会及び第二部会にそれぞれ主査一名、副主査二名を定める。

第一部会及び第二部会の連絡調整を図るため運営委員会を置き、各部会の主査及び副主査、各分科会の主査及び副主査その他必要に応じて適宜他の委員が加わつて構成する。

運営委員会は、審査報告書の作成

常任委員会及び総会における審査報告等に当るものとする。

春山

